母子父子寡婦福祉資金　修学資金・就学支度資金のご案内

高校や大学などの入学金や学費の貸付制度です。**お子さまも返済義務を負う**ことになりますので、お子さまとよく話し合い、無理のない借入・返済計画を立ててください。

進学予定の子以外の兄弟姉妹が既に貸付を受けている場合、世帯全体の貸付総額や滞納歴によっては、本資金の貸付ができない場合がありますので、ご了承ください。

就学支度資金

高校・高等専門学校・短大・大学等への入学に際して必要な入学金や制服代などの資金を貸し付けます。
申請期間：志望校が決まったらご相談ください。入学する月の末日まで申請可能です。
貸付時期：１５日までに申請し、貸付が決定した場合は当月末に申請された金融機関口座に振り込みます。

修学資金

高校・高等専門学校・短大・大学等の授業料などを貸し付けます。
申請時期：指定なし
貸付時期：１５日までに申請し、貸付が決定した場合は当月末に申請された金融機関口座に振り込みます。
２回目以降は、７月・１０月・１月・４月の中旬に３か月分がまとめて振り込まれます。

申請にあたって

貸付を受けると、決められた期間内に返済をしなければなりません。返済の計画をしっかりと立ててください。
この資金はお子さんが連帯債務者として、借受人である親と同様の返済責任を負うこととなっています。進路や卒業後の生活設計についてお子さんと十分に話し合ってください。
お子様に対する資金ですので、必ず一回以上はお子様の同席をお願いします。

貸付金額について

学校の種別ごとに貸付限度額が定められています。詳細は別紙をご覧ください。
お貸しできるのは、貸付限度額以内で必要と認められる額です。必要な費用と収支状況をお伺いして決定します。

高等教育の修学支援新制度を受けた場合の償還義務について

高等教育の修学支援新制度とは、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料等の減免や給付型奨学金の支給が行われる制度です。**この減免や支給を受けた場合には、貸付額のうち新制度による授業料等の減免額や給付型奨学金に相当する額を、給付を受けた日から６か月以内に返還していただく場合があります。**

母子父子寡婦福祉資金以外の制度について

母子父子寡婦福祉資金以外にも、修学等を経済的に支援する制度があります。利用可能な制度を活用して、無理のない資金計画を立ててください。本資金の貸付けを利用する場合は、他の貸付制度との併用が出来ない場合があります。他の貸付制度の申請を検討している場合は、あらかじめご相談ください。

提出いただく書類

提出時期		書類名
相談時	□	学校のパンフレット等、入学金や授業料等の費用の明細を証するもの
	□	自立支援相談申込書　※窓口でお渡しします。
審査時	□	事前確認書　※窓口でお渡しします。
	□	同意書　※窓口でお渡しします。
	□	収支明細書　※窓口でお渡しします。
	□	収入が分かるもの（直近３か月分の給与明細　又は　源泉徴収票　又は　確定申告書）
申請時	□	貸付申請書　※窓口でお渡しします。
	□	借用証書　※窓口でお渡しします。
	□	合格通知書等の写し　又は　在学証明書（原本）
	□	連帯保証人の印鑑登録証明書
貸付中 ※毎年	□	在学証明書
	□	勤務先確認届

貸付申請書の記入について

第1面	捨印	借受人、連帯債務者、連帯保証人　３名とも押印してください。 **※借受人と連帯債務者は別々の印を使用してください。** **※連帯保証人は印鑑登録された印を使用してください。**
	申請者	借受人本人が記入、押印してください。 住所は、アパート名・棟号・〇〇様方まで記入し、いずれも必ずフリガナをふってください。 生年月日は、**和暦で記入**してください。
	連帯債務者	連帯債務者本人が記入、押印してください。
	連帯保証人	連帯保証人本人が記入、押印してください。 **印鑑登録された印を使用してください。** 借用証書には連帯保証人の**印鑑登録証明書の添付が必要**です。
	資金欄	資金名、貸付総額、貸付月額（継続で貸し付ける資金のみ）はこちらで記入します。
第2面	振込先	振込希望金融機関欄の銀行は、申請者の名義を記入してください。
	婚姻等の形態	該当する番号を〇で囲んでください。
	離別の理由等	ひとり親となった年月日欄は、**和暦で記入**してください。
	扶養の有無	寡婦福祉資金申請者のみ該当する番号を〇で囲んでください。
	学校等	公私立区分の該当番号を〇で囲み、学年制・学校名・学年を記入してください。 ※学年は、貸付開始時の学年を記入してください。
第3面	貸付を受ける理由	具体的に記入してください。
	償還財源	具体的に記入してください。（例：子どもが学校卒業後、就職して返済する。等）
	家族の状況	具体的に記入してください。非常勤・パートの場合、勤務先欄にその旨記入してください。 一緒にお住まいの方、全員分を記入してください。
	生計の状況	資産・負債は可能な限り詳細に記入してください。
第4面	連帯保証人の状況	市民となった年月は、連帯保証人が横須賀市民の場合に**和暦で記入**してください。 その他項目は具体的に記入してください。

母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表

資 金 の 種 類			貸 付 の 条 件			
資金名	**対象者**	**貸付内容**	**貸付限度額**	**据置期間**	**償還期間**	**利子**
修学資金	児童 子	高校・大学等で修学するために必要な授業料等の資金	別紙参照	卒業後６か月	２０年以内	なし
就学支度資金	児童 子	高校・大学等の入学にあたって必要な資金	別紙参照	卒業後６か月	２０年以内	なし
修業資金	児童 子	事業開始や就職に必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円	知識技能習得後 １年	２０年以内	なし
		就職・通勤のために自動車免許取得に必要な資金	460,000 円			
就職支度資金	母 父 児童 寡婦	就職時に必要となる被服・履物等を購入する資金	105,000 円	貸付後１年	６年以内	有
		就職・通勤のための自動車を購入する資金	340,000 円			
技能習得資金	母 父 寡婦	事業開始や、就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円	技能習得後１年	２０年以内	有
		知識技能を習得するための学校に入学する際、前納制などのために月額限度額では賄えない場合などに一括で貸し付ける資金	816,000 円			
		就職・通勤のために自動車免許取得のために教習所へ通うための経費を一括で貸し付ける資金	460,000 円			
医療介護資金	母 父 児童 寡婦	医療費の自己負担分・通院するための交通費・医師が必要と認めたあんま、マッサージ、指圧等の施術を受けるのに必要な資金	340,000 円	医療を受ける期間満了後６か月	５年以内	有
		上記と同様の内容で所得が非課税又はそれと同様と認められるときに特に必要な場合の資金	480,000 円			
	母・父 寡婦	介護保険法の介護サービスを受けるのに必要となる資金	500,000 円	介護を受ける期間満了後６か月		
結婚資金	母・父 寡婦	児童・子の婚姻に際し必要な資金	310,000 円	貸付日後６か月	５年以内	有
生活資金	母 父 寡婦	知識技能を習得している間の生活を安定させるための資金	生計中心者：月額 141,000 円 生計中心者外：月額　72,000 円	知識技能習得後 ６か月	２０年以内	有
		医療又は介護を受けている間の生活を安定させるための資金	生計中心者：月額 108,000 円 生計中心者外：月額　72,000 円	医療・介護を受ける期間終了後６ヶ月	５年以内	
	母 父	配偶者のいない女子、男子となって７年未満の自立意欲の促進と生活を安定させるための資金	生計中心者：月額 108,000 円 生計中心者外：月額　72,000 円	貸付期間満了後 ６か月	８年以内	
		配偶者のいない女子、男子となって７年未満で、養育費取得のため弁護士への法律相談に要する費用等を一括で貸し付ける資金	1,236,000 円			
	母 父	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金 （児童扶養手当を受給している者は除く）	月額限度額:児童扶養手当の支給額 ※例：子１人・全部支給の場合 令和５年度は月額 44,140 円 ※貸付期間は原則３カ月以内(適当と認められる場合は１年まで延長可) ※詳細は担当課へお問合せください。	貸付期間満了後 ６か月	１０年以内	
	母・父 寡婦	上記に該当せず、かつ失業中（離職等の日の翌日から１年を超えない期間）の生活を安定させるための資金	生計中心者：月額 108,000 円 生計中心者外：月額　72,000 円	貸付期間満了後 ６か月	５年以内	
転宅資金	母・父 寡婦	引越時に必要となる敷金・礼金・前家賃などの諸経費にあてるための資金	260,000 円	貸付日から６か月	３年以内	有
住宅資金	母・父 寡婦	現に居住しており、かつ、自己所有の住宅の補修・保全・改築・増築又は自己所有の住宅の建築・購入のための資金	一般：1,500,000 円 特別・災害等：2,000,000 円	貸付日から６か月	一般：６年以内 災害等：７年以内	有
事業開始資金	母・父・寡婦 母子父子 福祉団体	事業を新たに開始するための設備費・材料購入費などのための資金	個人：3,260,000 円 団体：4,890,000 円	貸付日から１年	７年以内	有
事業継続資金	母・父・寡婦 母子父子 福祉団体	現在営んでいる事業を継続するための運転資金、店の改造費、又は事業を拡張するための資金	一般：1,630,000 円 団体：1,630,000 円	貸付日から６か月	７年以内	有

就学支度資金･修学資金の貸付上限金額と返済額

自宅通学

学校種別		貸付種別	貸付額		貸付期間	返済月額	
			総額	月額		半年賦（20/40回）	月賦（120/240回）
高等学校	国公立	就学支度	150,000円	-	3年	7,500円／3,750円	1,250円／625円
		修学	972,000円	27,000円		48,600円／24,300円	8,100円／4,050円
	私立	就学支度	410,000円	-		20,500円／10,250円	3,417円／1,709円
		修学	1,620,000円	45,000円		81,000円／40,500円	13,500円／6,750円
高等専門学校	国公立	就学支度	150,000円	-	3年	7,500円／3,750円	1,250円／625円
		修学	1,134,000円	31,500円		56,700円／28,350円	9,450円／4,725円
	私立	就学支度	410,000円	-		20,500円／10,250円	3,417円／1,709円
		修学	1,728,000円	48,000円		86,400円／43,200円	14,400円／7,200円
専修学校 一般課程	国公立 私立	就学支度	150,000円	-	2年	7,500円／3,750円	1,250円／625円
		修学	1,260,000円	52,500円		63,000円／31,500円	10,500円／5,250円
専修学校 専門課程	国公立	就学支度	420,000円	-	2年	21,000円／10,500円	3,500円／1,750円
		修学	1,620,000円	67,500円		81,000円／40,500円	13,500円／6,750円
	私立	就学支度	580,000円	-		29,000円／14,500円	4,833円／2,417円
		修学	2,136,000円	89,000円		106,800円／53,400円	17,800円／8,900円
短期大学	国公立	就学支度	420,000円	-	2年	21,000円／10,500円	3,500円／1,750円
		修学	1,620,000円	67,500円		81,000円／40,500円	13,500円／6,750円
	私立	就学支度	580,000円	-		29,000円／14,500円	4,833円／2,417円
		修学	2,244,000円	93,500円		112,200円／56,100円	18,700円／9,350円
大学	国公立	就学支度	410,000円	-	4年	20,500円／10,250円	3,417円／1,709円
		修学	3,408,000円	71,000円		170,400円／85,200円	28,400円／14,200円
	私立	就学支度	580,000円	-		29,000円／14,500円	4,833円／2,417円
		修学	5,208,000円	108,500円		260,400円／130,200円	43,400円／21,700円
大学院 修士課程	国公立	就学支度	380,000円	-	2年	19,000円／9,500円	3,167円／1,584円
		修学	3,168,000円	132,000円		158,400円／79,200円	26,400円／13,200円
	私立	就学支度	590,000円	-		29,500円／14,750円	4,917円／2,459円
		修学	3,168,000円	132,000円		158,400円／79,200円	26,400円／13,200円
大学院 博士課程	国公立	就学支度	380,000円	-	3年	19,000円／9,500円	3,167円／1,584円
		修学	6,588,000円	183,000円		329,400円／164,700円	54,900円／27,450円
	私立	就学支度	590,000円	-		29,500円／14,750円	4,917円／2,459円
		修学	6,588,000円	183,000円		329,400円／164,700円	54,900円／27,450円

自宅外通学

学校種別		貸付種別	貸付額		貸付期間	返済月額	
			総額	月額		半年賦（20/40回）	月賦（120/240回）
大学	国公立	就学支度	420,000円	-	4年	21,000円／10,500円	3,500円／1,750円
		修学	5,208,000円	108,500円		260,400円／130,200円	43,400円／21,700円
	私立	就学支度	590,000円	-		29,500円／14,750円	4,917円／2,459円
		修学	7,008,000円	146,000円		350,400円／175,200円	58,400円／29,200円

相談～貸付～償還（返済）完了までの流れ

相談	自立支援員が生活状況等、貸付に必要な内容を確認させていただきます。 その後、申込となりますので、まずはご相談ください。
⇩	
審査申込	申込に必要な書類をご提出ください。 市民税等の納付状況を確認させていただきます。
⇩	
審査	ご相談内容及び申請書類に基づいて審査します。 審査により、貸付できない場合があります。
⇩	
審査結果通知	審査により貸付可能だと判断しましたら、「借用証書」と「貸付申請書」をお渡しします。
⇩	
申請	申請に必要な書類をご提出ください。
⇩	
貸付決定	**修学資金を貸付中の場合は、毎年、在学証明書と勤務先確認届を提出いただきます。**
⇩	
貸付（振込）	「貸付決定通知書」を借受人及び連帯保証人宛てに送付し、資金を貸付します。
⇩	
償還（返済）	償還開始前に「償還開始通知」を借受人及び連帯保証人宛てに送付します。 納入通知書もしくは口座振替にて償還していただきます。 **※償還金が未納の場合、連帯債務者や連帯保証人に請求いたします。**
⇩	
償還完了	償還が終わると、借受人宛てに「完納通知書」と「借用証書」を送付します。

・ 審査から貸付までに１～２か月程度かかりますので、**お早めにご相談ください。**
・ 住所や連絡先、氏名に変更があった場合は、**必ず**ご連絡ください。
・ ひとり親家庭等でなくなった場合や市外に転出した場合、学校を退学した場合は支給停止します。
また、婚姻日・転出日・退学日から半年後に償還（返済）開始となります。

横須賀市　母子父子寡婦福祉資金貸付事業のご案内

母子父子寡婦福祉資金貸付とは・・・

- 母子家庭・父子家庭・寡婦の親やその子ども等を対象に学費、就労のための資格取得に伴う費用等の必要な資金をお貸しするもので、卒業後等に返済が必要です。
- 貸付には審査があり、必要性や償還能力等を総合的に判断します。審査により、貸付できない場合や貸付額が減額となる場合があります。
- 生活保護を受けている方は、必ず事前に担当のケースワーカーに相談の上、ご連絡ください。
- **お子さまに対する資金については、就学意欲や将来の返済意思確認のため、お子さまの同席が必要です。**

対象者

次の項目のすべてに該当する必要があります。

① 母子・父子家庭の親または寡婦の方
② お子さんの修学等にあたって所得が低く、経済的にお困りの方
③ 貸付金を返済する意思があり、返済可能と認められる方
④ 横須賀市への支払い（市民税や健康保険料等）に滞納がない方
⑤ 過去に債務整理、自己破産をしていない方

返済について

- それぞれの資金ごとに定められた期間内で、月賦・半年賦・年賦のいずれかでご返済いただきます。
- 納入通知書もしくは口座振替にて償還（返済）していただきます。
- 納付期限までに納付されないときは、違約金を徴収します。
- 滞納した場合は、借受人、連帯債務者や連帯保証人に対して自宅等へ文書、電話や訪問により請求します。

※　連帯債務者及び連帯保証人は、借受人と同等の返済義務を負います。
※　滞納が続く場合は、法的手段をとる場合もあります。

連帯保証人について

連帯保証人が１名必要です。原則として、次の項目のすべてに該当する必要があります。

① 県内に一年以上お住まいの方（３親等以内の親族の場合は県外居住の方でも可）
② ６０歳以下の方
③ 一定の職業を持ち、一定以上の収入のある方 **（手取り金額　月２０万円以上）**
④ 貸付金の返済に応ずる資力のある方
⑤ 横須賀市への支払い（市民税や健康保険料等）に滞納がない方
⑥ 過去に債務整理、自己破産をしていない方

※　同一世帯の親族の方は、連帯保証人になれません。

母子父子寡婦福祉資金に関する相談窓口・問い合わせ先

横須賀市　民生局こども家庭支援センターこども給付課 自立支援担当
（電話　０４６－８２２－０１３３／ＦＡＸ　０４６－８２１－０４２４）